

地質調査の監督要領

(趣旨)

第1 県土マネジメント部の発注する、地質調査、試験に関する業務の委託契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|--|
| (1) 本庁契約 | 事業課において、受注者と契約を締結する委託業務 |
| (2) 機関契約 | 本庁契約以外の契約 |
| (3) 検査職員 | 測量・調査業務等検査要領（令和5年7月28日付技第82号、用対第48号）による。 |

(監督責任者)

第3 監督職員を指揮するため、監督責任者をおく。

2 監督責任者は、本庁契約にあっては当該契約を担当する本庁事業課長（以下「課長」という。）、機関契約にあっては当該契約を担当する出先機関の長（以下「所長」という。）とする。

3 本庁事業課主幹並びに出先機関の主幹相当職にある者は、監督責任者を補佐する。

第4 監督職員は、次の表の区分により総括監督員、主任監督員及び監督員をおく。

当初設計額	1,000万円以上			1,000万円未満		
	総括監督員	主任監督員	監督員	総括監督員	主任監督員	監督員
主幹相当職	○			○		
担当課長※	又は○			又は○		
係長		○			○	
主任主査、主査、主任主事、主事			○ 内2名			○ 内1名

※：担当課長は、担当課長又は担当課主幹とする。

2 本庁契約等で上表の区分によりがたい場合は、別途定めることができる。

(監督業務及び分担)

第5 監督職員は、測量・調査業務等委託契約書、特記仕様書及び共通仕様書で定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

2 前項の監督業務のうち重要なものについては総括監督員、軽易なものについては監督員、それ以外のものについては主任監督員が分担するものとし、特に監督責任者が指示したもののほか、おおむね次の各号に挙げる権限を有するものとする。

- (1) 関連する2以上の調査における工程等の調整 [総括監督員、主任監督員]

- (2) 受注者から提出された「調査計画書（工程表含む。）」及び報告書の審査及び調査の進捗管理 [総括監督員、主任監督員]
- (3) 作業内容の変更、一次中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の監督責任者又は上席監督員に対する報告 [総括監督員、主任監督員、監督員]
- (4) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議 [総括監督員、主任監督員、監督員]
- (5) 設計書、図面及び各仕様書に基づく作業実施のための打合せ記録簿の作成及び交付 [主任監督員、監督員]
- (6) 各共通仕様書に基づき受注者が作成した図書の審査及び承諾 [総括監督員、主任監督員]
- (7) 作業及び作業管理の立会並びに工程の管理 [主任監督員、監督員]
- (8) 段階検査（主要な作業段階の区切り検査）、検査職員の「確認検査」に先立つ成果品検査、及び「部分引き渡し検査」に先立つ既済部分の部分引き渡し監督員検査 [総括監督員、主任監督員、監督員]

3 第2項第4号で規定する指示及び承諾は重要なもの軽易なものを見わす、原則として書面「打合せ記録簿」により行い、速やかに監督責任者又は上席監督員に報告するものとする。

（監督職員の任命）

第6 委託契約締結後、課長並びに所長は、直ちに当該調査を担当させる監督職員を、第4で定める区分に基づき、当該所属の職員のうちから任命するものとする。

2 任命は、「監督職員任命伺」（第1号様式）の決裁により行うものとする。

ただし、成果物の全部の引渡しが完了した場合には、特別の手続を要することなく、その日をもって免ずることとする。

3 監督職員に任命された職員が、人事異動等により交換があった場合、第4で定める区分に基づき速やかに「監督職員任命伺（変更）」（第2号様式）により任命替えの措置を講じなければならない。

ただし、病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合にあっては、第4で定める区分にかかわらず、任命替えの措置を講じができるものとする。

（監督職員の通知）

第7 課長並びに所長は、監督職員を任命したときは、その氏名等を「監督職員通知書」（第3号様式）により受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

（監督業務の委託）

第8 当該作業が特殊な場合であって、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の理由により県職員による監督が困難であり、又は適当でないと認められるときは、第6第1項の規定にかかわらず県土マネジメント部長の承認を得て、監督業務を県職員以外の者（契約の相手方である受注者を除く。）に委託することができる。

(事故報告)

第9 監督職員は、当該調査において、事故が発生したときは、受注者に早急に「事故報告書」を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに監督責任者及び上席監督員に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から改正施行する。

この要領は、令和5年8月1日から改正施行する。